

# 宗教章取得研修会事業等補助金 運用ガイドライン

## (目的)

第1条 (一般社団法人) 日本ボーイスカウト静岡県連盟(以下、「静岡県連盟」という)は、スカウトが明確な信仰をもつことを奨励するとともに、富士章取得を推奨するため、宗教章取得研修会事業を主管する県内開催地区支援を目的に、宗教章取得研修会事業等補助金運用ガイドラインを定める。

## (対象事業)

第2条 補助金を受ける事業は以下のとおりとする。

- (1) (公益財団法人) ボーイスカウト日本連盟が承認した最新の「宗教章授与基準一覧」に掲載されている教宗派が主催する宗教章取得研修会事業
- (2) 静岡県連盟理事会が認めた、その他宗教章取得研修会事業

## (対象者)

第3条 補助金を受ける対象は以下のとおりとする。

- (1) 開催実施要項に基づき、研修会を主管する静岡県連盟に所属する県内各地区

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、以下の定めにより決定する。

- (1) 県内東部・中部・西部の三ブロックに分け、原則として同一ブロック内での補助金合計額は最高30,000円とする。
- (2) 同一ブロック内で開催する地区が複数の場合には、主管する各地区が協議して申請する。
- (3) 同一地区での補助金は静岡県連盟同一会計年度内では一回を限度とする。
- (4) 補助金未利用ブロックがある場合には、その分を他ブロックに振り向けるかどうかは、当委員会で検討する。  
但しその場合でも、同一地区での補助金額は最高30,000円とする。
- (5) 次年度に補助金申請を予定する地区は、当事業年度12月末日までに、次年度宗教章取得研修会事業計画書(書式は自由)の提出が必要である。

## (補助金の申請)

第5条 補助金交付の申請をしようとする者は、宗教章取得研修会事業等補助金申

請書に次に掲げる書類を添付して、研修会開催10日前までに申請しなければならない。

- (1) 宗教章取得研修会事業の主催者又は管理者が示す研修会開催要項の写し
- (2) 宗教章取得研修会事業の主催者又は管理者が作成した予算書の写し

(補助金の額の仮払い)

第6条 プログラム委員会委員長は、前条の規定による宗教章取得研修会事業等補助金申請書を受付した場合、当委員会においてその内容を審査し、適合すると認めるときは交付すべき申請金額を仮払にする。尚、申請者はプログラム委員会宛に、申請者名で仮払金に対する領収書を提出する。

(開催後提出書類)

第7条 当該補助事業の完了日から起算して30日以内、または、会計年度末から起算して10日後までのいずれか早い日までにプログラム委員会委員長に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 研修会開催収支決算書の写し及び領収書  
(書式及び宛名書きは自由、A4版用紙に領収書貼付)
- (2) 宗教章取得研修会開催報告書(書式は自由)の写し

(補助金額の確定)

第8条 プログラム委員会委員長は、前条収支決算書により補助金額の確定を行い、仮払い金額が余剰の場合には返還を受け清算を行う。

附則

1. 平成25年11月30日 制定
2. 本内規は平成26年度から適用する。
3. 平成27年9月6日 名称を「補助金規定内規」から「運用ガイドライン」に変更する。

(一般社団法人) 日本ボーイスカウト静岡県連盟  
プログラム委員会 制作